

病気に・ケガに安心のワイドな保障

あんしんセット共済



あんしんセット共済

病気に・ケガに安心のワイドな保障



主 契 約

			プランⅠ型	プランⅡ型
保障内容（満6歳～満64歳の方）			月々 2,000円	月々 1,000円
死 高 度 障 害	交通事故 （事故の日から180日以内）		1,200万円	600万円
	不慮の事故 （事故の日から180日以内）		800万円	400万円
	病 気	責任の始期から2年超後	400万円	200万円
		責任の始期から2年以内	300万円～100万円	150万円～50万円
後 遺 障 害	交通事故 （事故の日から180日以内）		640万円～24万円	320万円～12万円
	不慮の事故 （事故の日から180日以内）		320万円～12万円	160万円～6万円
入 院	交通事故 （5日以上120日限度）		日額 6,000円	日額 3,000円
	不慮の事故 （5日以上120日限度）		日額 4,500円	日額 2,250円
通 院	傷害のとき （実通院日数5日以上90日限度）		日額 2,000円	日額 1,000円

5日以上入通院した場合、1日目からお支払いします。

満65歳からの 継続契約保障内容 （満65歳～満69歳の方）	死 高 度 障 害	病 気	交通事故 （事故の日から180日以内）	1,000万円	500万円
			不慮の事故 （事故の日から180日以内）	600万円	300万円
			責任の始期から2年超後	200万円	100万円
			責任の始期から2年以内	150万円～50万円	75万円～25万円
	後 遺 障 害		交通事故 （事故の日から180日以内）	640万円～24万円	320万円～12万円
			不慮の事故 （事故の日から180日以内）	320万円～12万円	160万円～6万円
	入 院		交通事故 （5日以上120日限度）	日額 6,000円	日額 3,000円
			不慮の事故 （5日以上120日限度）	日額 4,500円	日額 2,250円
	通 院		傷害のとき （実通院日数5日以上90日限度）	日額 2,000円	日額 1,000円

ご契約に関して

◆お申し込み手続き

- 1 お申し込みは契約申込書に必要事項をご記入の上、お申し込みください。
- 2 契約する際、被共済者の方の健康告知及び加入同意が必要です。
- 3 共済掛金は年齢や性別に関係なく一律で、**プランⅠ** (月額 2,000 円)、**プランⅡ** (月額 1,000 円)のいずれか 1 口に限られます。なお、疾病入院特約、がん診断・先進医療特約 (各月額 700 円) を付帯することができます。
- 4 ご加入時は、契約申込書にご捺印のみで契約できます (キャッシュレス)。
翌月 26 日に 2 か月分の共済掛金 + 出資金 100 円 (組合員資格のある方で初めて加入される場合) を指定口座より振替いたします。
- 5 2 回目以降の共済掛金は、毎月 26 日 (1 か月分) に指定口座より振替いたします。

◆ご加入いただける方

- 1 申込日現在、健康な方で健康告知質問事項のいずれにも該当しない方。(医師の診察は不要です。)
- 2 満 6 歳以上満 64 歳以下の方。(継続の場合は満 69 歳まで継続できます。ただし満 65 歳からの死亡・高度障害共済金は減額となります。)

◆ご加入いただけない方

- 1 申込日現在、告知書 (兼加入同意確認書) 記載の健康告知質問事項に該当する方。

1	現在の健康状態	最近 3 ヶ月以内に医師の診察を受け、その結果、検査・治療 (経過観察を含む)・投薬をすすめられたことがありますか
2	過去 2 年以内の健康状態	過去 2 年以内に病気やケガで 7 日以上にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか
3	過去 5 年以内の健康状態	過去 5 年以内に病気やケガなどで手術※ ¹ を受けたこと、または継続して 7 日以上入院※ ² をしたことがありますか ※ 1 内視鏡手術・レーザー手術を含みます ※ 2 検査入院、妊娠・分娩に伴う異常による入院や帝王切開 (正常分娩による入院は除く) を含みます
4	過去の病気	現在及び今までにがん (白血病・内腫・悪性リンパ腫、上皮内がんを含みます) にかかったことがありますか
5	過去 2 年以内の健康診断	過去 2 年以内の健康診断および人間ドックにて異常 (要再検査・要精密検査・要治療を含みます) を指摘されたことがありますか (ただし、再検査・精密検査を受けた結果、異常がなく診療完了した場合は除きます)
6	身体障害	現在、視力・聴力・言語・しゃく機能に障害がありますか または、手・足・指・関節・背骨 (脊柱) について欠損・変形または機能に障害がありますか
7	16 歳以上の女性の場合	現在、妊娠していますか

- 2 申込日現在、告知書 (兼加入同意確認書) 記載の職業 (危険職種) に従事している方。

- 1 自動車、自転車、モーターボート等の競争選手
- 2 テストドライバー、テストライダー、テストパイロット等の職業従事者
- 3 プロレスラー、プロボクサー、力士等の職業従事者
- 4 船舶乗組員、漁夫、船頭その他船舶に搭乗することを職務とする方
- 5 坑内夫、隧道内の作業に従事する方
- 6 スタントマン、かるわざ師、その他これらに類する方
- 7 潜水、潜函、サルベージ等に従事する方
- 8 ①～⑦に掲げる職業と同程度またはそれ以上の身体及び生命への危険度の高い職業に従事している方

◆共済金のお支払いについて

1. お支払いできない主な場合

- ① 初回掛金の口座振替ができなかった場合(契約は無効となり、再度契約のやり直しが必要となります)
- ② 契約申込書や共済金請求書に不実の記載があったとき、または加入が無効もしくは解除されたとき
- ③ 共済契約者、共済金受取人または被共済者の故意
- ④ 被共済者の犯罪行為、被共済者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、変乱等によるとき
- ⑥ 自殺によるとき(ただし、死亡の場合は加入後1年以上経過であれば病氣死亡と同じ扱いとなります)
- ⑦ 地震、噴火または津波を直接の原因とするとき(ただし、死亡の場合は病氣死亡と同じ扱いとなります)
- ⑧ 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(「むちうち症」「頸椎捻挫」)または腰痛で他覚的症狀のないものは、お支払いの対象となりません
- ⑨ 告知事項について事実と異なる告知があったとき
※上記以外にも共済金をお支払いできない場合や契約を解除させていただく場合がありますので、詳しくは約款をご確認ください。

2. 交通事故扱いにならない場合

- ① 被共済者の無免許運転、酒気帯び運転
- ② 被共済者が試運転、訓練、競技・興行(練習を含む)のため運行中の交通乗用具に搭乗している間に生じた事故
- ③ 被共済者が職務として荷役作業(土砂などの積み込み、積み下し作業を含む)及び交通乗用具の修理点検、整備、清掃の作業中に該当作業に直接起因する事故によって被った傷害

◆共済金受取人について

共済金受取人は契約者です。ただし、被共済者と同一である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は約款に定められた受取順位でお支払いします。(約款をご確認ください。)

◆その他、契約について重要な事項

- ・ 同一契約者が複数の申込みをされたとき、その重複分の契約は無効となります。
- ・ 共済契約成立後、共済掛金の口座振替が2か月連続して不能であったとき、共済契約は失効となります。
- ・ 契約者はいつでもこの契約を解約できます。
- ・ ご加入後は、解約のお申し出がない限り自動更新され、満70歳になられて最初に迎える満期応当日まで契約は継続されます。
- ・ 疾病入院、がん診断・先進医療による共済金は特約を付帯した場合に限ります。(各月額700円/1人)
- ・ 交通事故、不慮の事故による入院、傷害による通院は、事故の日から90日以内に医師の入院治療、通院治療を受けたとき対象となります。
- ・ 法人が役員、従業員全員を契約する場合、掛金は損金処理ができます。また、個人事業主の方が従業員全員を契約する場合、掛金は必要経費として処理することができます。

◆ご契約の際は必ずお読みください。

- ・ このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については代理所または当組合までご照会ください。
- ・ ご契約の際、重要事項説明書をお渡ししています。重要事項説明書では個人情報の取扱、ご契約時、ご契約後、事故時などの重要な事項についてご説明をさせていただいておりますので、ご一読のうえ、お申込みください。
- ・ ご契約の際は別紙告知書(兼加入同意確認書)を十分お読みください。
- ・ 共済金は共済契約者にお支払いしますが、健康告知などの告知事項については、必ず被共済者ご自身がご確認の上、署名してください。
- ・ 故意または重大な過失によって、事実と違うことを告知されると共済金をお支払いできなかったり契約解除をさせていただく場合があります。

特約



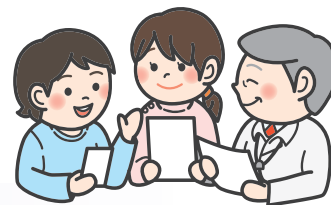
主契約+700円

疾病入院特約 — 疾病による入院への備え —

疾病入院	見舞金	1回 20,000円 (同一疾病入院で1回限度)
	責任開始日から180日以内に発生した疾病で7日以上継続して入院した場合	
	疾病入院	日額 5,000円 (同一疾病210日限度・全共済期間通算840日限度)
	責任開始日から180日を経過した後病気入院を開始し、継続して5日以上入院した場合、1日目からお支払いします。	
	疾病手術	1回 20,000円 (同一疾病入院で1回限度)
	責任開始日から180日を経過した後病気入院を開始し、手術を受けた場合（当組合の定めた手術に限る）	
	退院祝金	1回 20,000円 (同一疾病入院で1回限度)
	責任開始日から180日を経過した後、7日以上継続して病気入院をし、退院した場合 ただし、治癒、通院切替に限る	
	疾病検査	1回 7,500円 (同一疾病入院で2回を限度)
	責任開始日から180日を経過した後病気入院を開始し、検査を受けた場合 ただし、1度の入院で2種類以上の検査を受けた場合でも1回のみの支払い（当組合の定めた検査に限る）	



どちらの特約も主契約に+700円
の掛金で付帯していただけます。



主契約+700円

がん診断・先進医療特約 — 高額医療費への備え —

がん診断・先進医療

がん診断共済金	6歳～24歳	25歳～39歳	40歳～54歳	55歳～69歳
責任開始日から起算して91日目以降に がんと診断確定されたとき	350万円	200万円	70万円	25万円
がん診断共済金について				
* 責任開始日から起算して90日間の待機期間が適用されます。 * 診断確定された日に属する契約の共済始期日時点の年齢群の保障額となります。 * 日本国内の病院または診療所で診断確定された場合に限ります。 * 上皮内がんも対象となります。 * 2回目以降の共済金のお支払いは、前回の支払事由に該当した日からその日を含めて、2年を経過した日の翌日以降に新たにがんと診断確定された場合となります。				
先進医療共済金	1回につき500万円限度 (全共済期間通算1,000万円限度)			
責任開始日以降に発症した疾病または発生した傷害の治療を目的として、厚生労働大臣が定める所定の先進医療を受けたとき				
先進医療共済金について				
* 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けたものに限ります。 * 先進医療の技術料がお支払いの対象です。 * がんに関する先進医療は、がん診断共済金同様90日間の待機期間が適用されます。 * 先進医療の各技術、先進医療を実施している医療機関などについては、下記にてご確認ください。				
厚生労働省ホームページ： https://www.mhlw.go.jp				

